さくら市農業委員会総会議事録(令和4年11月定例総会)

- 1. 開催日時 令和4年11月25日(金)午後1時30分から午後3時55分
- 2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室
- 3. 出席委員(18人)

会長

委員

18番 齋藤 敏一 会長職務代理者 19番 石田 多美子 2番 古澤 一郎 3番 小林 功 5番 伊藤 喜章 6番 片岡 純雄 7番 小菅 和彦 8番 小林 薫 大谷 伸二 9番 10番 加藤 幸治 11番 関 誠 12番 千野根 友治 柴山 昇 13番 14番 石原 功江 15番 石塚 良男 16番 小林 義和 17番 七久保 勉 手塚 智枝子 20番

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 非農地証明願いについて
 - 議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号
 - 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について 議案第5号
 - 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委

主査 髙野 洋

主事 大野 まりか

7. 会議

事務局 大竹 定刻になりました。

本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に 達しており、総会は成立いたします。

それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

会長 齋藤

皆さんこんにちは。最近急に朝晩冷え込んできて、1日の温度 差も大きく大変なのですが、加えてコロナの第8波が来るようで 体調管理も大変だと思うのですが、お忙しいところ出席いただき ありがとうございます。

皆さんご覧になったと思うのですが、回覧で農業委員・推進委員の募集の案内がまわったと思います。推進委員に関しては農業委員会が委嘱するので、各地区で適任者が選ばれるようにご尽力いただきたいと思います。今回の改選で、とにかくコンプライアンスを徹底してくれと、県の國井会長から御達しがありましたのでよろしくお願いいたします。今日の総会は案件が多いので、効率的に慎重審議で進行していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それではただ今から、さくら市農業委員会11月定例総会を開催いたします。

事務局 大竹

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、 会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 齋藤

それでは、会議に先立ちまして、10月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可 1件申請者 〇〇 につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ10月28日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。

次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各 調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

2番 古澤

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第2号3件、議案第6号3件、の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 齋藤

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

7番 小菅

本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を 行いました。案件といたしましては議案第1号1件、議案第3号 2件、議案第4号3件、議案第5号4件、議案第6号15件の合 計25件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありま すのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 齋藤

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

17番 七久保

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号2件、議案第3号6件の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 常藤

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

6番 片岡

本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号1件、議案第5号1件、議案第6号1件の合計3件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 齋藤

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 11番の関誠委員、12番の千野根友治委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。 事務局

髙野

(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

8番

小林

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)

事務局の説明にもありましたように、一番古い建物は昭和2年 建築で申請者が生まれる前から建物が建っており、現在に至って おり問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めま

【全員挙手】

す。

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

髙野

(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用 行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元 が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、 非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

以上です。

議長 齋藤 それでは、担当委員の説明をお願いいたします。 3番 小林 案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) 事務局から説明があったように、約40年前より住宅敷地の一 部として利用しており、何ら問題ないと思いますので皆様のご審 議をお願いいたします。 議長 齋藤 それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。 【異議なしの声あり】 議長 齋藤 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めま す。 【全員挙手】 全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どお 議長 齋藤 り承認されました。 続きまして、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出につ いて」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。 事務局 髙野 (議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につい てお諮りします。 以上です。 あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願 議長 齋藤 います。 あっせん委員といたしまして、5番 伊藤喜章委員、8番 小林 2番 古澤

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、5番 伊藤

薫委員を指名します。

議長

齋藤

喜章委員、8番 小林薫委員を指名します。

続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 高野

(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につい てお諮りします。

以上です。

議長 齋藤

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。

17番 七久保

あっせん委員といたしまして、9番 大谷伸二委員、17番 七 久保勉で担当いたします。

議長 齋藤

それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、9番 大谷 伸二委員、17番 七久保勉委員を指名します。

続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 高野

(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につい てお諮りします。

以上です。

議長 齋藤

あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。

6番 片岡

あっせん委員といたしまして、10番 加藤幸治委員、19番 石田多美子委員を指名します。

議長 齋藤

それでは、議案第2号 番号3番のあっせん委員は、10番 加藤幸治委員、19番 石田多美子委員を指名します。

続きまして、議案第2号 番号4番について、事務局の説明を

求めます。

事務局

髙野

(議案第2号番号4番について、朗読して説明する。)

この土地について、売買又は貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。

以上です。

議長

齋藤

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。

17番

七久保

あっせん委員といたしまして、9番 大谷伸二委員、17番 七 久保勉で担当いたします。

議長 齋藤

それでは、議案第2号 番号4番のあっせん委員は、9番 大谷 伸二委員、17番 七久保勉委員を指名します。

続きまして、議案第2号 番号5番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 髙野

(議案第2号番号5番について、朗読して説明する。)

この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につい てお諮りします。

以上です。

議長

齋藤

あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。

2番

古澤

あっせん委員といたしまして、8番 小林薫委員、15番 石塚 良男委員を指名します。

議長

齋藤

それでは、議案第2号 番号5番のあっせん委員は、8番 小林 薫委員、15番 石塚良男委員を指名します。

続きまして、議案第2号 番号6番について、事務局の説明を 求めます。 事務局

髙野

(議案第2号番号6番について、朗読して説明する。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施 規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出につい てお諮りします。

以上です。

議長

齋藤

あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。

2番

古澤

あっせん委員といたしまして、15番 石塚良男委員、2番 古 澤が担当します。

議長 齋藤

それでは、議案第2号 番号6番のあっせん委員は、2番 古澤 一郎委員、15番 石塚良男委員を指名します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 大野

(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当 と判断いたします。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

12番 千野根

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)

申請地は、○○が△△より売買により経営規模拡大をする案件です。○○は35年以上、申請地を管理しています。内容につきましては事務局の説明のとおりです。

11月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案ど おり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号2番から番号3番の2件については、譲受人が同一の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第3号 番号2番から番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 大野

番号2番と3番につきましては、2件続けてご説明いたします。 (議案第3号 番号2番について、朗読して説明する。) 続きまして番号3番です。

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明する。)

以上2件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相 当と判断いたします。

以上です。

議長 齋藤

まず、議案第3号 番号2番の担当委員の説明をお願いします。

11番 関

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)

譲受人〇〇は専業農家として水稲を中心とした経営を行っております。申請地を以前から〇〇が耕作している土地であり、今回所有者から土地の売却の話を受けたため、購入し規模拡大を図るものであります。

現地を確認したところ、特に問題ないと思います。皆様のご審 議をお願いいたします。

議長 齋藤

続きまして、議案第3号 番号3番の担当委員の説明をお願い

します。

17番 七久保

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)

○○○在住の譲受人は現在7ha程の水田を耕作し、熱心に農業に取り組んでおります。

11月20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番から番号3番について、承認される方の 挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番から番号3番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 大野

(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当 と判断いたします。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

12番 千野根

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)

申請地は、○○が△△より売買により経営規模拡大をする案件です。内容につきましては事務局の説明のとおりです。

11月19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました

が問題ないと判断しております。以上のような状況でございま す。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案ど おり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 大野

(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当 と判断いたします。

以上です。

議長 常藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

17番 七久保

案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する)

○○○○在住の譲受人は梨を栽培しております。申請地は全部で11筆ありますが、一部は農地パトロールの対象地であり、荒廃農地となっております。購入してくれる方がいまして管理してくれればこれ幸いと存じます。

11月20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案ど おり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号6番から番号7番の2件については、譲受人が同一の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第3号 番号6番から番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

大野

番号6番と7番につきましては、2件続けてご説明いたします。 (議案第3号番号6番について、朗読して説明する。) 続きまして番号7番です。

(議案第3号番号7番について、朗読して説明する。)

以上2件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相 当と判断いたします。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

17番

七久保

案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)

譲受人は申請地の近隣で養豚業を営んでおり、積極的に畜産業 に取り組んでおります。

続きまして、案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する)譲受人は申請地の近隣で養豚業を営んでおり、積極的に 畜産業に取り組んでおります。

11月20日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号6番から番号7番について、承認される方の 挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号6番から番号7番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号8番について、事務局の説明を 求めます。

事務局

大野

(議案第3号番号8番について、朗読して説明する。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当 と判断いたします。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

7番 小菅

案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する)

この案件は、譲渡人○○から譲受人△△が土地を購入するという案件であります。譲渡人は□□□に住んでおり、これから農業を行う予定はなく、現在△△にお願いして耕作してもらっているのが現状であります。譲受人△△は70歳を超えていますが、息子さんが就農されており、現在30ha 弱程耕作しておりますので特に問題ないと思います。以上のような状況でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号8番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員举手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号8番については、原案ど おり承認されました。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号1番から番号2番の2件については、いずれの件も上阿久 津台地土地区画整理事業地内における同一の申請人による同様の 転用でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第4号番号1番から番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

髙野

(議案第4号番号1番~2番について、朗読して説明する。) なお、いずれの案件も、農地区分は、土地区画整理事業施行地内 でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適

合しているものと判断します。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 小林

2案件とも阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、 場所の説明は省略させていただきます。

ともに申請人が同じで申請地も隣接しております。また、転用目的もともに共同住宅の申請であります。4-1は木造 2 階建て1棟、4-2は木造 2 階建て2棟です。ともに給水は、さくら市上水道から、下水は公共下水道へ、雨水は雨水浸透桝により宅地内処理します。

資金計画も、金融機関より融資証明書が添付されており、問題ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番から番号2番について、承認される方の 挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番から番号2番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第4号 番号3番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 | 髙野

(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で、集落に接続して設置されるもの」であり、代替性の確認もしておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長

齋藤

関

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

11番

案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)

本申請は、申請人○○が娘夫婦の住宅を建築するために転用する案件であります。

転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、娘夫婦は、△△に住んでおります。夫婦ともに□□□でありあます。娘は産休中であり、近々現職に復帰する予定です。そこで、娘夫婦の子育ての一助となるため、自宅になるべく近い位置に住宅建築を計画しました。

土地利用計画は、住宅施設として木造2階建1棟、建築面積77.81㎡を建設し、駐車場2台分を確保します。

取水はさくら市上水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、隣接する排水路に放流する計画です。土地改良区の施設使用承認が得られております。雨水は、敷地内で浸透処理します。

資金計画は、総事業費2,400万円を予定しておりまして、 全て自己資金にてまかなうこととしております。金融機関の残高 証明書が添付されております。 周辺農地への影響につきましては、申請地の西北は水路及び道路を経て宅地、北東は水路を隔てて農地、これは自己所有地です。東南は農地、これも自己所有地、南西は排水路を隔てて農地となっております。敷地は盛土し、周囲を擁壁で囲い土砂の流出は無いと考えます。南西の農地は排水路を隔てており日照・通風等の影響は軽微であると考えます。

本日の調査会において書類審査および現地確認を行いましたが 特に問題はないと判断しております。以上のような状況でござい ます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号3番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第4号 番号3番については、原案ど おり承認されました。

続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の 事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 高野

(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

6番 片岡

案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 8月の定例総会で一時転用の申請が出たのですが、全て駐車場 に転用する案件です。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。

地元の推進委員と現地を確認し、本日第1調査会において書類 審査および現地確認を行いましたが問題はないと考えております。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案ど おり承認されました。

次に、議案第5号番号2番から番号5番の4件については、 いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権 移転に係る許可後の事業計画変更でありますので、一括審議とさ せていただきます。

では、議案第5号 番号2番から番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 高野

(議案第5号番号2番~5番について、朗読して説明する。) なお、いずれの案件も、農地区分は、土地区画整理事業施行地内 でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適

合しているものと判断します。 以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 小林

議案第5号 番号2番から番号5番は、上阿久津台地土地区画 整理事業地内でありますので、場所の説明は省略させていただき ます。いずれも譲渡人が住宅建築を目的として農地法第5条の許 可を受けた土地です。今回の案件は事業計画変更であります。建 売分譲から一般住宅並びに事務所兼住宅への変更です。何ら問題 ないと判断しております。なお、各案件とも資金計画としまして 金融機関からの融資証明書並びに残高証明書も添付されておりま す。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号2番から番号5番について、承認される方の挙 手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番から番号5番については、原案どおり承認されました。

先ほどの、農地移動適正化あっせん申し出についてですが、最近あっせんの案件が増え、難しい案件が増えてきている印象があります。皆さんご苦労されると思うのですが、農地利用最適化の取り組みとして大事な仕事なので、よろしくお願いします。

ここで暫時休憩とします。

(午後2時30分から午後2時40分の間、暫時休憩)

議長 常藤

それでは会議を再開します。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号1番から番号10番の10件については、いずれの件も上 阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転であります ので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第6号番号1番から番号10番について、事務局の 説明を求めます。

事務局 | 髙野

(議案第6号 番号1番~番号10番について、朗読して説明する。)

なお、いずれの案件も、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 小林

議案第6号 番号1番から番号10番の10案件は、上阿久津 台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明は省略さ せていただきます。いずれも譲渡人が住宅建築を目的として農地 法第5条の許可を受けた土地です。今回の案件は譲渡人から住宅 の建築を予定している譲受人への所有権移転の案件であります。 許可することは何ら問題ないと判断しております。なお、各案件 とも資金計画としまして金融機関からの融資証明書並びに残高証 明書も添付されております。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号1番から番号10番について、承認される方の 挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 | 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号1番から番号10番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号11番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 高野

(議案第6号番号11番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.1 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

Л. С) о

議長 齋藤 それでは、担当委員の説明をお願いいたします。 14番 案内図6-11をご覧ください。(申請の場所を説明する) 石原 9月定例総会に5条申請があり許可を受けた案件ですが、1筆 農地として残っていたのが今回の申請です。譲受人は今までの実 績を考えましても問題ないと思います。 地元の推進委員と現地を確認し、調査会において書類審査およ び現地確認を行いましたが何ら問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしくお願いします。 それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい 議長 齋藤 たします。 【異議なしの声あり】 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議長 齋藤 議案第6号 番号11番について、承認される方の挙手を求めま す。 【全員挙手】 全員挙手ですので、議案第6号 番号11番については、原案 議長 齋藤 どおり承認されました。 続きまして、議案第6号 番号12番について、事務局の説明 を求めます。 事務局 髙野 (議案第6号番号12番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)で ありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適 合しているものと判断します。

以上です。

議長 | 齋藤 | それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 小林 案内図 6-12をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、売買による所有権移転の案件です。転用目的は一 般住宅の建築です。

転用行為の必要性につきましては、申請者は現在、○○○市内

の賃貸住宅で生活をしております。出産の予定があり自分たちの 住宅を建築して生活の安定を図りたいと考え、子どものためにも 周辺環境の整っている当地に住宅を構え生活したく建築の計画を 進めることにしました。

土地の選定理由については、申請地は周辺が住宅地となっており、スーパー・学校等も近く住環境が整っており、交通の便も良いため住宅を構えるには好適地と思われ選定しました。

土地利用計画につきましては、木造2階建て一般住宅を建築いたします。給水は、さくら市上水道より取水。排水は、さくら市 下水道に接続。雨水は敷地内浸透処理します。

資金計画につきましては、土地購入費・土地造成費・建物建築費 合計3,900万円 全額金融機関からの融資にて対応いたします。銀行からの融資証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除対策は、申請地東側と西側は宅地、南側は農地・道路、北側は道路、敷地には土留めブロックを設置し、土砂等が流出しないようにします。以上のような状況でございます。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号12番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長 常藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号12番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号13番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 髙野

(議案第6号番号13番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の 区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例 外「既存の施設の拡張で既存の施設の面積の2分の1を超えない もの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断 します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

14番 石原

案内図6-13をご覧ください。(申請の場所を説明する)

転用行為の必要性につきましては、譲受人〇〇の孫が一般住宅を建築中であり、既存住宅部分のみでは狭く、進入路の確保に不便をきたしておりますので、申請地を購入し、宅地拡張用地として利用したく申請するものです。

土地利用計画につきましては、既に畦畔として整備されておりますので、現状のまま利用します。

周辺農地への被害については、南側は譲渡人所有の水田であり、周辺への被害は無いと判断します。

本日午前中、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが何ら問題はないと考えております。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号13番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号13番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号14番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 | 髙野

(議案第6号番号14番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)で

ありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

7番 小管

案内図 6-1 4 をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、 $\bigcirc\bigcirc$ が $\triangle\triangle$ から土地を購入し、建売分譲 2 区画を整備する案件であります。

転用行為の必要性については、○○は□□県に本社を置き、関東全域、福岡県、名古屋市に拠点を置いて土地の仕入れ、建売住宅の販売を主に事業展開をしております。今回は、さくら市の区画整理地内での土地情報があり、過去の実績もあることから申請に至りました。

土地の選定理由につきましては、国道・県道へのアクセスが良く、近隣には商業施設があることから通勤・生活等に便利なため 選定しました。

土地利用計画は、申請地面積 415㎡、2棟の住宅を建築します。給水計画については、さくら市事業水道管より受水します。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流します。雨水については各棟浸透槽を設置します。北側は宅地、東側は畑、南側は更地、西側は道路になっておりますが、南側は先ごろ転用案件が出まして承認され、現在は建売分譲地として建築が進んでおります。

資金計画については、取引価格1,450万円、残金1,380万円、手付金70万円を支出済です。建築費用3,629万1,247円、諸経費1,519万9,500円です。これは土地代を含みます。総経費5,149万747円となります。添付資料として残高証明書が付いております。

周辺農地への被害防除対策として、隣地との境界にはブロック・フェンス等で仕切り工事を行い、土砂流出防止対策を行います。また、東側の畑は個人の宅地内の畑であり、影響はないと思われます。周りも、ほぼ住宅地であり問題ないと思われます。

11月20日に地元の推進委員と現地確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが何ら問題はないと考えております。以上のような状況であります。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号14番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号14番については、原案 どおり承認されました。

議案第6号 番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局

髙野

(議案第6号番号15番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

6番

片岡

案内図6-15をご覧ください。(申請の場所を説明する)

本案件は、譲渡人○○の田圃を譲受人△△がトレーラー及び職員の駐車場として転用する案件でございます。

9月にも用途区分の変更申請が出ていますが、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長

齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号15番について、承認される方の挙手を求めま す。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号15番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号16番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 高野

(議案第6号番号16番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約1.0haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

15番 石塚

案内図6-16をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本案件は、譲受人 \bigcirc のが売買により資材置場として転用する案件でございます。

譲受人○○は、△△△市□□に本社を置く精密板金加工から医療機器、通信機材等の精密加工を行う事業所です。近年、受注増加により資材置場は飽和状態で、資材の搬出入に支障をきたしております。スペースにゆとりがない状態で、従業員の安全面を脅かしかねません。このような理由で、業務の効率化を図りたいことから申請に至りました。

申請地は、本社工場から約15分程度で、インターチェンジまで約10分程度、また周辺農地に影響を与えない農地で、市の工場誘致区域の一角でもあることから、近い将来この地区に工場を設置することも考えています。

土地利用計画として、進入については北側の市道から入り、盛 土造成工事は行わず敷砂利により整地し、金属材料等、格納コン テナ約12基、運搬用トラック2台、ハイエース1台分の駐車ス ペースを設置します。取水・排水は生じません。

周辺の状況は、南側は宅地と一部畑、東側は県道、北側は市道、西側は宅地となっており、土砂の流出は無く、雨水は地下浸透するため農地への被害等はありません。また、周囲へはネットフェンスを設置します。

資金計画につきましては、費用の3,000万円を自己資金で まかないます。残高証明書も添付されております。

周辺農地への影響ですが、11月19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが問題はないと考えております。以上のような状況です。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号16番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号16番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号17番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 高野

(議案第6号番号17番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので 第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているもの と判断します。

以上です。

議長 常藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番 | 小林

案内図6-17をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本案件は、売買による所有権移転の案件であります。転用目的 は一般住宅です。

転用行為の必要性についてですが、家族が増え、現在のアパート借家が手狭になったため、一戸建てを購入したい為です。

土地の選定理由は、近くに大型スーパーや小学校があり、生活

に便利であるため選定しました。

土地利用計画につきましては、一般住宅、2階建て、取水はさくら市上水道より接続、排水はさくら市下水道に接続、雨水はさくら市側溝に排水、駐車場は3台分確保します。

資金計画ですが、用地取得費、建築費、事務費等、雑費 合計 4,300万円、全額金融機関の融資証明書が添付されていま す。

周辺農地への被害防除対策ですが、東側は宅地、西側は道路、 南側は宅地、北側は雑種地となっており、周辺に被害がないよう に転用致します。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号 番号17番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号17番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号18番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 | 髙野

(議案第6号番号18番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約2.6 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長 齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

8番 | 小林

案内図6-18をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本案件は、 $\bigcirc\bigcirc$ の土地に地上権を設定し、 $\triangle\triangle$ が太陽光発電設 備を設置する案件であります。

転用行為の必要性についてですが、太陽光発電事業を主に、△ △は建築用各種資材の販売及び住宅の設計・施工を行っておりま す。太陽光発電事業につきましては、地球温暖化対策及び再生可 能エネルギーの推進のため環境対策に貢献することを目的として おります。既に□□電力とは立地確認済です。

規模の妥当性については、パネル設置面積が $994 \,\mathrm{m}^2$ 、パネル間隔面積が $837 \,\mathrm{m}^2$ 、隣接地境界間面積 $238 \,\mathrm{m}^2$ 、出入口面積 $350 \,\mathrm{m}^2$ 、申請面積 $2,544 \,\mathrm{m}^2$ に対して設備の必要面積は $2,419 \,\mathrm{m}^2$ になりますので妥当と思われます。

土地の選定理由は、申請地は平坦で日照を遮る立木等が無く、 また近隣に送電できることが条件となっております。また、所有 者の意向として、△△に対して協力的な事もあり、申請地が最適 と選定しました。

土地利用計画につきましては、高圧発電所を1箇所設置し、発行パネル810枚を取り付け、最大発電出力149.85kW、太陽光発電用大容量パワコンシステム149.85kWを設置します。太陽光発電事業の収支見込みについては、年間約49,000円/kWを見込み、発電出力149.85kWで計算しますと、年間約7,342,650円が確保されます。また、総事業費に対する収支が黒字になるには売電単価が39.6円ですので、約3.1年かかると思われます。

資金計画ですが太陽光発電設備費20,604,375円、フェンス工事費1,912,680円、土地造成費100,000円 合計22,617,055円を自己資金でまかないます。

周辺農地への被害防除対策ですが、東側が道路、西側が水路、南側は水路、北側が原野となっており、周囲に土砂・雨水が流出することがないよう周囲の土地と高低差を設けないよう設置します。草刈りは毎年定期的に、除草剤を定期的に散布し、転用に際しては十分注意いたします。他法令上の問題もありません。雨水については自然浸透となりますが、周囲には被害は無いと思われます。給水・排水の計画はございません。太陽光発電設備のため公害はないと思われます。以上のような状況でございますので何ら問題はないと考えております。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 |齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい たします。

16番	小林	権利設定移転の原因が、一般的には売買や賃借が多いですが、 この案件は、地上権設定となっています。地上権設定の内容と、 売買や賃借との違いを教えてください。
事務局	髙野	今回の地上権設定は、権利の存続期間が20年で、賃借権と似ていますが、賃借権は土地そのものを借りる権利、地上権は土地の上を利用する権利です。登記簿にも地上権を設定しまして、20年間、土地の上空、場合によっては地下も含めて利用する権利です。
7番	小管	太陽光パネルの位置を高くして、その下に作物を作る場合は、 地上権設定という認識でよろしいですか。
事務局	髙野	営農型の場合は地上権を設定していますが、草刈り等の維持管理を含めて地上権を設定する場合があるかもしれません。
16番	小林	今回の案件は、太陽光パネルの下に何か作物を作るので、地上 権を設定ということですか。
事務局	髙野	今回の案件は、一時転用ではなく永久転用で、太陽光パネルの下に何か作物を作る予定はありません。
議長	齋藤	賃借と地上権設定との違いを、事務局は調べておいてください。 い。審議に影響するような内容ではないと思います。
12番	千野根	農地区分と地上権設定は関係あるのですか。
事務局	髙野	農地区分と地上権設定は関係ありません。
17番	七久保	6-18と6-19は、内容は一緒だと思うのですが、2つに 分ける必要があるのですか。
事務局	髙野	6-18と6-19は、敷地は分かれていますが、一体転用も可能と案内しました。しかし、申請者が二つに分けて申請したいということで、このような申請になっております。
議長	齋藤	その他何かありますか。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第6号 番号18番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号18番については、原案 どおり承認されました。

続きまして、議案第6号 番号19番について、事務局の説明 を求めます。

事務局 高野

(議案第6号番号19番について、朗読して説明する。)

なお農地区分は、農地の集団的広がりが約2.6 h a で、農業 公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断 し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

8番 小林

(申請の場所を説明する)

本案件につきましては、6-18と同じ内容となっております。

皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 齋藤

それでは質疑に入りますが、番号18番と同じ内容なので、採 決に入ります。

議案第6号 番号19番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第6号 番号19番については、原案 どおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。

(午後3時40分から午後3時50分の間、暫時休憩)

議長

齋藤

それでは会議を再開します。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計 画に係る意見について」を議題に供します。 8番

小林

議案第7号につきましては、当時者であるため退席いたしま す。

議長

齋藤

議案第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第31 条の規定により、当時者である8番「小林薫委員」の退席を許可します。

【8番 小林 薫 委員 退席】

議長

齋藤

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 大野

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき 市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用 地利用配分計画となります。

令和4年度 第8号 公告予定年月日は令和4年11月30日です。

計画の内容といたしましては、利用権設定が新規23件、再設定13件、農地中間管理権取得が2件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。

以上です。

たします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい

【異議なしの声あり】

議長 齋藤

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。

8番「小林薫 委員」の着席を願います。

【8番 小林 薫 委員 着席】

齋藤

先ほどの、地上権と賃借権の違いについて事務局から説明願います。

事務局

髙野

地上権と賃借権の違いについてですが、どちらも借地権の一種で、借りた土地に建物等を建てることができますが、まず、地上権は、他人の所有している土地を使う権利で、土地所有者の許諾がなくても原則的には貸したり、建物の売却や担保の設定が可能です。一方、賃借権とは、他人の所有している土地を使う権利で、土地所有者の許諾を得ないと、原則的には建て替えや建物の売却が出来ないということで、地上権のほうが賃借権よりも自由度が高いです。場合によっては土地所有者の許諾がなくても途中で誰かに売ったり貸したり等ができます。地上権が設定されるケースは限られていて、最近特に多いのは太陽光発電パネルの設置で、一般的に地上権設定が多いです。

議長 |齋藤

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号24番、

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら 市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

(午後3時55分)